

# 第一病院居宅介護支援事業所運営規程

## (事業の目的)

**第1条** 特定医療法人博仁会が開設する第一病院居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営方針)

- 第2条** 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。
- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
  - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮すること。
  - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないように、公正中立に行うこと。
  - 四 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

- 第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 第一病院居宅介護支援事業所
  - 二 所在地 群馬県高崎市下小鳥町 1317 番地

## (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条** 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名 (常勤で主任介護支援専門員と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援に当るものとする。
  - 二 主任介護支援専門員 1名 (常勤で管理者と兼務)

介護支援専門員 1名（常勤1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当る。

#### （営業日及び営業時間）

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

#### （居宅介護支援の内容）

**第6条** 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

#### （居宅介護支援の提供方法）

**第7条** 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- 一 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所または事業所内の相談室とする。
- 二 使用する課題分析票の種類は、MDS-HC方式とする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。
- 四 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を月1回以上訪問して利用者の近況及び居宅サービスの実施状況を把握するとともに、利用者の相談に応じるものとする。

#### （利用料等）

**第8条** 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

##### 2 利用料金

- 一 利用料 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
- 二 交通費 通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料とする。それ以外の地域の方は介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費を徴収する。

### (通常の事業の実施地域)

**第9条** 通常の実施地域は、高崎市内とする。

### (苦情解決)

**第10条** 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出の求め等に応じるとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### (その他運営に関する重要事項)

**第11条** 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用1ヶ月以内(事業所内で実施)
- 二 継続研修 適宜研修を継続する
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、特定医療法人博仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### (虐待防止のための措置に関する事項)

**第12条** 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針整備。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 四 一～三に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。  
担当者 第一病院居宅介護支援事業所(管理者) 石井孝子
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努める。

## 附則

本規程の施行および改定の履歴は次のとおりとする。

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

この規定は、平成15年2月1日から施行する。

この規定は、平成19年7月1日から施行する。

この規定は、平成20年5月7日から施行する。

この規定は、平成20年11月10日から施行する。

この規定は、平成21年5月1日から施行する。

この規定は、平成21年7月1日から施行する。

この規定は、平成21年10月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年1月1日から施行する。

この規定は、平成27年3月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年5月1日から施行する。

この規定は、平成27年7月1日から施行する。

この規定は、平成28年7月1日から施行する。

この規定は、平成28年9月16日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年3月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年9月7日から施行する。

この規定は、令和7年6月25日から施行する。

この規定は、令和7年8月1日から施行する。